

論点に対する回答（環境省）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	環境省
論点	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>基本計画でも産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可にかかる電子化がうたわれており、中央環境審議会答申（平成 29 年 2 月）では、「将来の世界最高水準の I T 利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化された、届出等の合理化を含む、I T 技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて…検討していくべきである」とされている。</p> <p>①電子申請につき、現在どのような検討状況にあるのか。</p> <p>②また、「電子マニフェストと電子申請との連携等により」どのようなメリットが期待されるのか。（評価基準 4 関係、自己点検結果 B）</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 中央環境審議会において、循環型社会形成推進基本計画の見直しの御議論を頂いており、平成 30 年度以降、循環型社会形成推進基本計画に基づき、電子マニフェスト使用の一部義務化の施行状況を踏まえつつ、検討を行う予定。</p> <p>② 電子申請により電子化された情報（申請者：社名、代表者名、所在地などの基礎情報、地方自治体：許可取得自治体名、取扱品目などの許可情報）を電子マニフェスト入力時に排出事業者が活用でき、事務の合理化・効率化が図られることが想定。</p>	

第4回行政手続部会第1検討チーム
2018年1月18日

行政手続き部会ヒアリング 論点に対する回答

環境省 環境再生・資源循環局
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律
産業廃棄物処理業)

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の排出事業者責任

○事業者自らによる処理

- 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(廃棄物処理法第11条第1項)

○処理の委託

【委託に伴う義務】

- **委託基準**(法第12条第5項)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならない。

- **管理票交付義務**(法第12条の3)

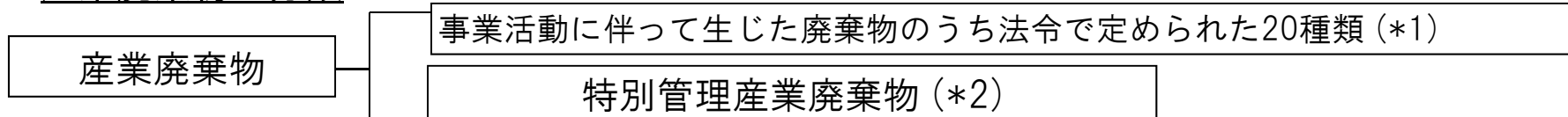
産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。

→排出事業者も委託する産業廃棄物処理業者の許可情報を把握する必要性

<委託基準違反(無許可業者への委託)>

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、(法人両罰)3億円以下の罰金

産業廃棄物の分類



*1：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形廃棄物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入したごみ及びこれらの産業廃棄物を処分するため処理したもの

*2：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

産業廃棄物処理業の許可について

産業廃棄物に関する指導監督は都道府県等の権限となっている。

産業処理業の許可の流れ

申請者

<収集運搬業・処分業の許可申請>

- 5年に1度の許可の更新が必要
- 営業を行いたい都道府県等毎の許可が必要

申請

都道府県知事

- ①欠格要件（暴力団、環境法令違反等）に適合していないこと。
- ②以下の基準に適合していること。
 - 施設に係る基準
 - 申請者の能力に係る基準

許可

○産業廃棄物処理業の許可件数
(全国、平成26年度実績)

- | | |
|---------|----------|
| • 収集運搬業 | 204,687件 |
| • 処分業 | 14,017件 |
| • 合計 | 218,704件 |

※産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の合計

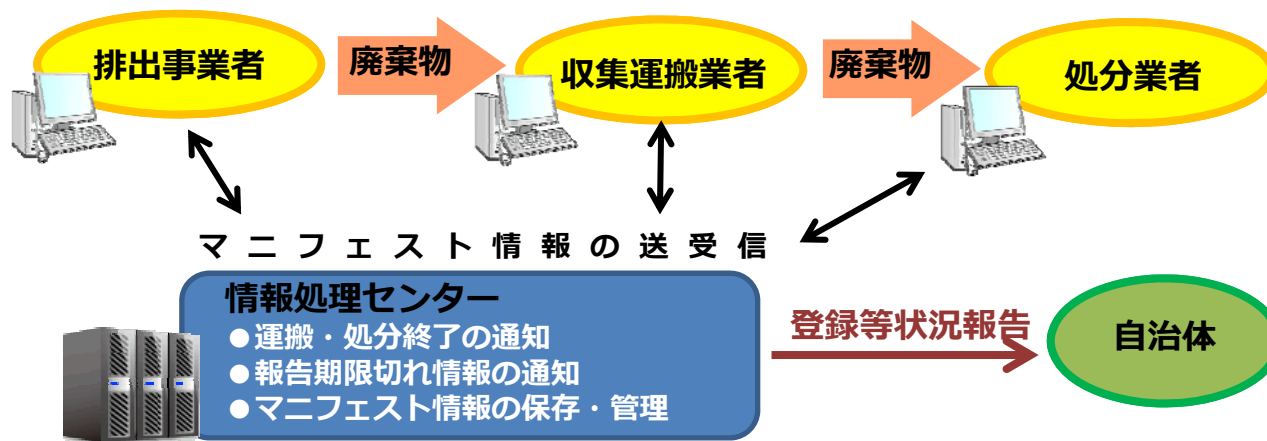
電子マニフェスト使用の一部義務化①（制度概要）

- 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度
- 電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

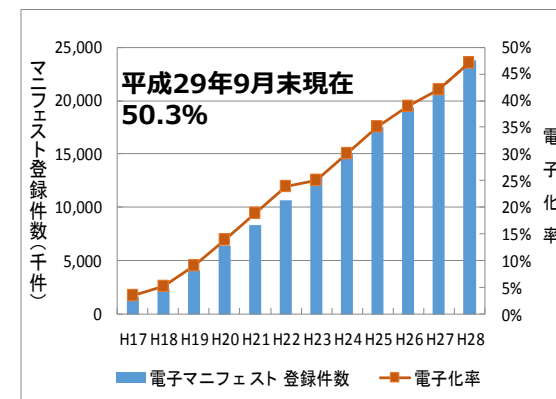
電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その**普及を強力に推進する必要**あり

- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（紙マニフェストの保管が不要）



電子マニフェスト普及率



収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率（平成29年9月末現在）

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	33.9%
産業廃棄物処分業	59.6%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	78.1%
特別管理産業廃棄物処分業	83.4%



電子マニフェスト使用の一部義務化②（法律・省令改正）

＜廃棄物処理法の改正による電子マニフェスト使用の一部義務化＞

（平成29年6月16日公布、平成32年4月1日施行予定）

- **特定の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を多量に排出する事業者**への、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付け**
- 中央環境審議会による御議論等を踏まえ、義務の対象者、電子マニフェストの登録が困難な場合、情報処理センターへの登録期限等について省令を整備予定
（検討の経過）
平成29年11月2日 中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会
平成29年11月14日パブリックコメント

（今後のスケジュール）

項目	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
特別管理産業廃棄物多量排出事業者の準備		 排出量の把握	○6/30 処理計画提出 ○7月～ 電子マニフェスト加入 ○電子マニフェスト対応業者との契約	○4/1 施行 （予定）
講習・説明会等での周知				

※この他、関係団体と協力し、団体主催の説明会等でも周知を検討

産業廃棄物処理業の許可に係る電子化について（論点に対する回答）

論点

基本計画でも産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可にかかる電子化がうたわれており、中央環境審議会答申（平成29年2月）では、「将来の世界最高水準のIT活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化された、届出等の合理化を含む、IT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて…検討していくべきである」とされている。

①電子申請につき、現在どのような検討状況にあるのか。

②また、「電子マニフェストと電子申請との連携等により」どのようなメリットが期待されるのか。

<中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月）>

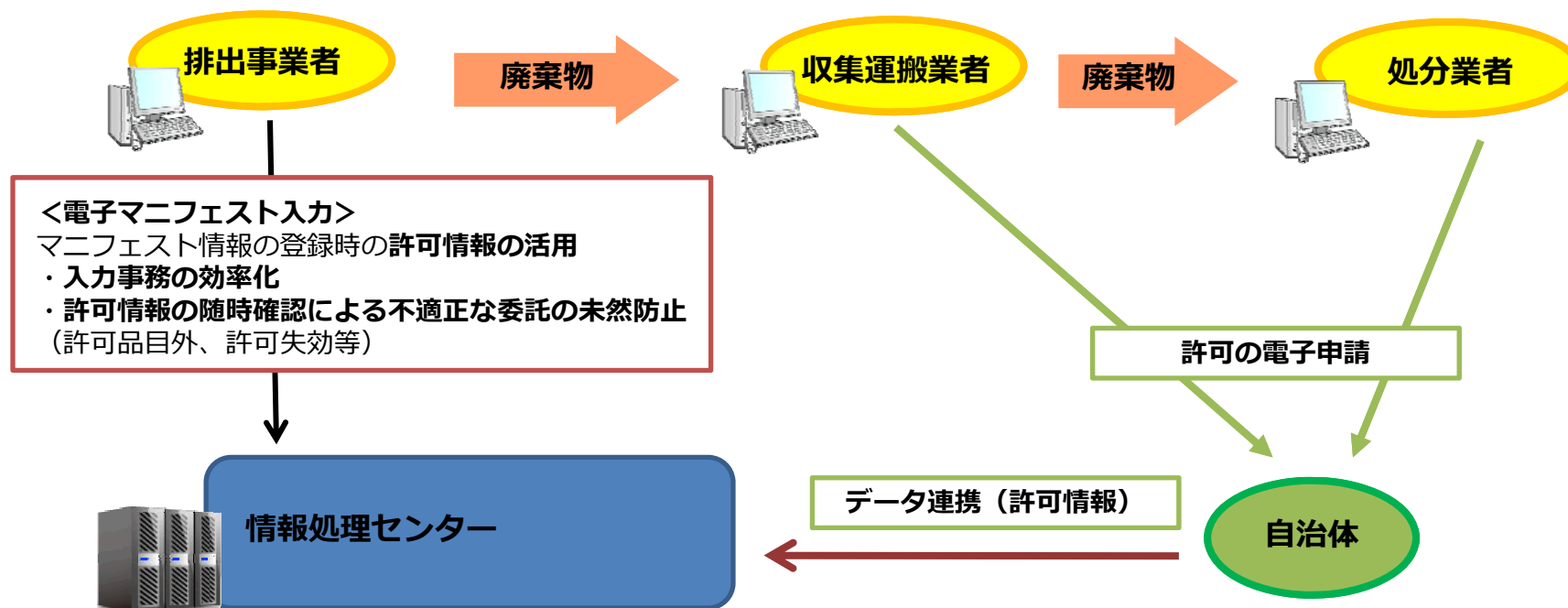
- 電子マニフェストの普及拡大（一部義務化、利便性の向上、虚偽記載防止に資するシステムの強化）
- 許可申請等の負担軽減や合理化（電子化、許可申請書類等の統一）

産業廃棄物処理業の許可に係る電子化について（論点に対する回答）

回答

<電子マニフェストと電子申請との連携等によるメリットについて>

- 電子申請により電子化された情報（申請者：社名、代表者名、所在地などの基礎情報、地方自治体：許可取得自治体名、取扱品目などの許可情報）を電子マニフェスト入力時に排出事業者が活用でき、事務の合理化・効率化が図られることが想定。



産業廃棄物処理業の許可に係る電子化について（論点に対する回答）

回答

<電子申請の検討状況について>

- 中央環境審議会において、循環型社会形成推進基本計画の見直しの御議論を頂いており、平成30年度以降、循環型社会形成推進基本計画に基づき、電子マニフェスト使用の一部義務化の施行状況を踏まえつつ、検討を行う予定。

○電子化に際し検討を要する事項例

- 自治体が可能システムを整備・運用に関する費用負担
- 許可申請に係る添付書類（住民票等）の簡略化と行政機関内の情報共有
- 従来申請者と対面で行っている事前相談等による書類の補正について
- 許可に係る自治体の運用の統一化